

第33回事業者活動部会では、令和5年度の「かつしかルール」、「ごみ減量の日」、「ごみ減量月間」、「繊維 to 繊維」の取り組みなど各取組内容について検討を行いました。

そして、今回の検討結果については8月8日に開催される推進協議会で提案していくことが確認されました。

1 部会長・副部会長の選任について

今回、委員の任期満了による改選に伴い、「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会部会設置規約」第5条に基づき、部会長及び副部会長の選任を行った。

2 「かつしかルール」の取組について

(1) かつしかルールとは

かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会では、区民・事業者・区の皆が主体となって、「葛飾区のごみの量を減らし、また、資源を良質なリサイクルにつなげるための取組」をかつしかルールとし、その取組内容については協議会で検討し、決定している。

「かつしかルール」の3要素

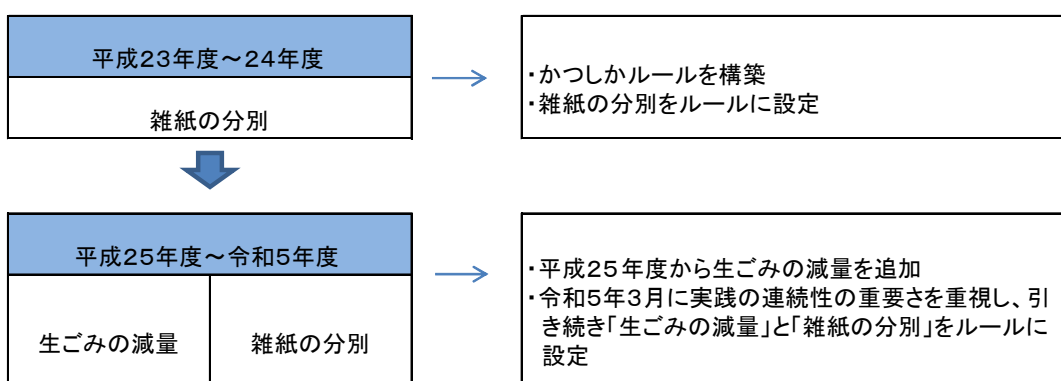
1. 容易に実践できること
2. 多くの人に取り組むことができること
3. ごみ減量やリサイクルに貢献する誇りを持って取り組めること

(2) これまでの「かつしかルール」

平成23年4月に葛飾区の清掃事業を取り巻く状況の変化に対応するために、区民、事業者、区の三者がそれぞれの役割を果たし、できるだけごみを出さない生活スタイルや事業活動を定着させるために作られた。

具体的な目標については、葛飾区の燃やすごみの中で、約7割合を占めていた生ごみ(厨芥)と雑紙を減らすことが最も効果的であることから決定した。

かつしかルール[®]の経過



* 令和4年9月に実施したごみ性状調査では、集積所に出された「燃やすごみ」のうち、生ごみ（厨芥）が31.2%、紙類が28.6%

令和5年度の「かつしかルール」
『3つの「きり」で、生ごみの減量に取り組もう』
『紙はごみじゃない！雑紙を徹底して分別し、資源にしよう』

(3) 「かつしかルール」の目標値の設定

① 生ごみの減量の目標値

アンケートでの意識調査で生ごみの減量を実践している割合が80%以上

→令和4年度結果：96.9%

高い数値結果となったが、令和4年度に実施したごみ性状調査では、まだ食べられる食品、（食品ロス）が生ごみの3割を占めているという結果だった。「食品ロス」削減をはじめとした生ごみの減量を引き続き啓発していく必要がある。

② 雑紙の分別の目標値

キャンペーンでの意識調査で雑紙の分別を実践している割合が80%以上

→令和4年度結果：69%

燃やすごみに含まれるリサイクル可能な紙類を10%以下

→令和4年度ごみ性状調査結果：約11%

令和元年度ごみ性状調査結果の約12%からは改善しているが、目標達成に向け、引き続き啓発していく必要がある。

(4) 令和5年度の「かつしかルール」の取組

① 広報紙での周知（6月5日号・9月25日号・3月5日号）

9月25日号・・・ごみ減量月間に併せて「かつしかルール」についてPR

3月5日号・・・特集記事において「かつしかルール」についてPR

その他、毎月5日号下帯にごみ減量についての一文を掲載し、PRする。

- ② 区ホームページ、SNSでの周知
協議会の活動内容とあわせて「かつしかルール」についてPRする。
- ③ 町会掲示板等での周知（年2回 4月・10月）
「かつしかルール」の生ごみ減量や雑紙の分別を促進するためのチラシを作成し、自治町会の掲示板を活用してPRする。
- ④ 小売店・事業所などでの周知（年2回 4月・10月）
葛飾区商店街連合会、東京商工会議所葛飾支部で啓発チラシを会員に配布してもらう。この中で、区内事業者が生ごみの減量や雑紙の資源化促進をPRする。
- ⑤ 清掃協力会・東清掃協力会での周知
清掃協力会発行の「ごみゼロかつしか」や葛飾東清掃協力会婦人部発行の「ごみスリム」でもかつしかルールについてPRする。
- ⑥ イベントでの周知
ごみ減量・清掃フェアや産業フェア等のイベントにおいても感染症対策を行い、安全距離の確保、少人数に分割しながら「かつしかルール」についてPRする。
- ⑦ かつしかFMでの周知（年2回 5月・10月）
かつしかFMのスポットCMで「かつしかルール」のPRを行う。
- ⑧ 資源とごみの収集カレンダーでの周知
資源とごみの収集カレンダーを通じ、「かつしかルール」に関する各種情報を提供する。
- ⑨ 出前講座での周知
職員が実際に地域や小学校等に出向いて実施する出前講座で「かつしかルール」について説明を行う。
- ⑩ 親子向け講座での周知
親子世代の意識啓発を促進するために、「かつしかルール」に関するチラシの配付、かつしかルールのDVD上映を行うとともに、食材の食べきり・使いきりをテーマにした講座を行う。
- ⑪ 小・中学校保護者への周知
小学校PTA連合会のご協力のもと、「かつしかルール」についてのチラシ（保存版）を小学1年生の保護者に向けて配布を行うとともに、小・中学校の保護者向けに環境学習出前講座を行う。
- ⑫ フードドライブ運動の推進
区内で実施されるイベント会場などにおいて、フードドライブを実施する。また地域団体等が自主的に取り組めるよう、必要物品の提供や取組方法について出前講座を開催するなど支援を行う。また、リサイクル清掃課とエコライフプラザにフードドライブの常設窓口を、コープ葛飾白鳥店に常設型ボックスを設置し、集まった食品類は社会福祉協議会等と連携して子ども食堂などにお渡しする。

- ⑬ 食べきり協力店事業の実施
生ごみの減量を目的とし、区内飲食店に協力を呼び掛け、少量メニューの提供や量り売り・ばら売りを実施する店舗を食べ切り協力店として登録し、区ホームページやイベントなどで広く区民にPRする。
- ⑭ 食品ロス削減のPR
12月を「3010運動推進月間」として、外出時の食品ロス削減について、広報かつしか、かつしかFM、区ホームページなどで、取組方法をPRする。
- ⑮ 食べきり・使いきりメニューコンテスト
東京聖栄大学及び東京聖栄大学附属調理師専門学校のご協力のもと食材を無駄なく使いきる料理レシピコンテストを実施することで、食品ロス削減についての意識啓発をする。
- ⑯ 雑紙回収チャレンジ
小学校児童を対象として、夏休みなど一定の期間に、各家庭で資源として集めた雑紙量を測定してもらう。学校単位で雑紙量をリサイクル清掃課へ報告し各家庭で集まった雑紙は集計後、資源として集積場に出してもらう。参加した生徒には参加賞として啓発品の配布を行い、意識啓発を促進する。

事務局の提案の通り、チラシを活用したPRやキャンペーン活動の実施、その他区ホームページ等各種媒体を活用した周知活動を行っていくことで了承された。

3 「ごみ減量の日」の取組について

かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会では、平成18年11月5日から毎月5日を「ごみ減量の日」として、区民・事業者それぞれの取り組むべき目標を提示し、呼びかけることにより、ごみの減量に対する活動の全区的な広がりを図っている。

取組内容・PRについては、令和5年3月のごみ減量・リサイクル推進協議会にて決定している。

(1) 令和5年度の取組内容

- ・小売店の皆さんは…お客様にマイバッグ利用やワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減を呼び掛け、ごみの発生抑制に取り組みましょう。
- ・事業所の皆さんは…事業所のごみの減量・資源化に向けた従業員研修会の実施や「かつしかエコチャレンジ」への参加等で、事業系ごみの適正処理に取り組む環境作りをしましょう。

(2) PR方法や内容

① 小売店向けPR

葛飾区商店街連合会がチラシを年2回作成し、商店街の各店舗に配布してPRを行う。チラシの裏面を店内に掲示できるポスター形式とし、それを掲示することで区民への小売店の取組の周知につながるものとする。

② 事業所向けPR

東京商工会議所葛飾支部がチラシを年2回作成し、会員向けに配布してPRを行う。チラシの裏面を事業所に掲示できるポスター形式とし、それを掲示することで、事業所内で取組を周知できるものとする。

③ ごみ減量キャンペーンでのPR

10月の「ごみ減量月間」に行うごみ減量キャンペーン時に、「ごみ減量の日」の取組を呼びかける。

④ 広報かつしかやホームページ等でのPR

「ごみ減量の日」を広く普及する目的で、広報かつしかや区ホームページ等を利用したPRを行う。また、毎月1日から5日までは区役所敷地内やエコライフプラザに「ごみ減量の日」と書かれたのぼり旗を掲げ、来庁者に対してPR活動を行う。

⑤ かつしかエコチャレンジ・エコマスター制度を活用したPR

区の環境課で実施している「かつしかエコチャレンジ・エコマスター」制度を利用し、ごみ減量の取組を実践していただけるように事業所向けチラシによりPR活動を行う。

事務局の提案の通り、チラシの回覧や広報かつしか、区ホームページを利用して「ごみ減量の日」の取組みのPR展開を行っていくという結論に至った。

4 「ごみ減量月間」の取組について

かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会では、平成16年から10月をごみ減量月間として位置づけ、イベント等に参加することで、ごみ減量やリサイクル推進の呼びかけを行っている。

(1) 令和5年度のごみ減量キャンペーンについて

令和5年度は、商店会のイベントなどの場においてごみ減量キャンペーンを実施する。チラシの配布啓発を行うとともにアンケート調査を実施することで区民のごみ減量意識を把握し、今後の推進協議会の活動の参考とする。アンケート調査に回答

いただいた方には、マイバッグや再生トイレットペーパー入りの雑紙回収袋などのごみ減量に活用できる啓発品の配布を行い、ごみ減量に対する意識の醸成を促す。実施予定会場は以下のとおり。

* 実施場所・日時（予定）

開催場所	開催日時	
堀切地区センター	9月23日(土)	11時～12時
金町駅前団地広場	9月24日(日)	11時～12時
みのり商店会 スーパーマルセイ隣	10月14日(土)	14時～15時
亀有駅前リリオパーク入口	10月22日(日)	11時～12時
立石仲見世共盛会	10月27日(金)	15時～16時
高砂北公園	10月29日(日)	11時～12時
葛飾清掃工場	11月5日(日)	11時～12時

- (2) ごみ減量月間における各団体への協力依頼
ごみ減量・清掃フェアでのごみ減量に関するアンケート調査における人員の協力及びPRポスター等の協力を依頼する。
- (3) 産業フェアへの参加について
例年10月中旬頃に行われる予定の産業フェアに参加し、クイズ形式による周知活動やパネル展示等により、ごみの減量やリサイクルの推進について意識啓発・行動促進を図る。また、子どもの参加が多いため、家庭での実践を促すなど教育的効果も考慮してイベントを実施していくものとする。
- (4) ごみ減量・清掃フェアへの参加について
例年11月上旬頃に葛飾清掃工場で行われる予定の「ごみ減量・清掃フェアかつしか」に参加し、ごみ減量に関するアンケート調査を実施する。同時にごみの分別などの啓発を行うことで、ごみの減量やリサイクルの推進について意識啓発・行動促進を図る。
- (5) 小売店・事業者向けチラシでPR
年2回（4月・10月）のうち、10月分の作成については、ごみ減量月間に合わせた内容のものにしている。

「ごみ減量月間」の取組について、キャンペーンなどの啓発活動を事務局の提案に沿って行っていくことで了承された。

5 「繊維 to 繊維」について

本区では年間約 200 トンの古布を資源として回収しているが、その回収分の 20～30% が資源化不適合物として焼却されている。また、燃やすごみとして排出されている繊維製品は、年間 2,000～3,000 トンあると推計されている。

本区は、令和 5 年 3 月に、一般社団法人テキスタイル・サーキュラーネットワークと協定を締結した。本来なら焼却されてしまう古布を可能な限り繊維製品として再生する「繊維 to 繊維」を推進し、資源化率の向上に努める。

併せて、区内で実施している拠点回収や集団回収の取組を強化し、古布の回収量の増加とごみ量の削減に努めていく。

(1) 「繊維 to 繊維」における取組

①古布の分別・回収について「かつしかルール」へ追加する

現在の「生ごみの減量」と「雑紙の分別」に、令和 6 年度から「古布の分別」を追加しごみの減量を推進する。

②イベントなどでの周知、回収

ごみ減量キャンペーンやごみ減量・清掃フェアなどのイベントにおいて、古布の回収及び周知活動を行う。

③広報紙、区ホームページ、SNS などでの周知

広報かつしかや区ホームページを通じて、古布の分別・拠点回収、集団回収の取組を周知し促進を図る。

「繊維 to 繊維協定式」2023. 3. 31→



繊維 to 繊維の取組については、令和 6 年度から、かつしかルールに「古布の分別」を加えて、区民の皆様身近な環境問題として知っていただくための啓発活動を事務局の提案に沿って行っていくことでした承された。